

日連 2 第 125 号
(総 1 第 24 号)
令和 2 年 5 月 9 日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信一
(公印省略)

「持続化給付金」の電子申請が困難な者へのサポートについて（周知依頼）

標題の件について、中小企業庁から別紙のとおり周知依頼がありました。

「持続化給付金」の申請は、その方法が電子申請に限定されているため、ICTに慣れていない又は通信環境が悪い等の理由で、申請に困難を抱えるケースが散見されるところ、税理士は、こうした事業者に対し、電子申請の入力支援や必要書類の確認などにつき、経営支援の一環としてサポートしていくことが求められています。

サポートに当たって、当該申請は、本人申請によることとされ他者名義での申請は認められていないことから、代理・代行とならないよう留意する必要があります。しかしながら、オンライン入力の支援自体はこれに当たるものではなく、電子申請が困難な者へのサポートなどを通じて、中小企業者への支援を行っていただきますよう、貴会会員への周知方、よろしくお願いいたします。

<参考>

- ・経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

<問合せ先>

日本税理士会連合会 総務 1 課

(安原・森・長田・齊藤)

TEL : 03-5435-0932 (直通)

E-mail : soum1@nichizeiren.jp



事務連絡
令和2年5月8日
中小企業庁

日本税理士会連合会 御中

「持続化給付金」の電子申請が困難な者への申請サポートのお願い

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

中小企業・小規模事業者への支援にあたってはいつもご協力を賜り改めて御礼申し上げます。

さて、4月30日に令和2年度補正予算が成立したことを受け、中小企業庁では、「持続化給付金」の申請を5月1日から開始致しました。

本給付金の申請にあたっては、手続きや必要書類は極力簡素化するとともに、できるだけ早期に給付ができるよう、電子申請としているところです。5月1日からすでに毎日数万件の申請が提出されており、また、5月8日（金）には最初の給付が実行されるなど、まずは順調な滑り出しをしているところです。

一方で、本件は電子申請としているが故に、日常的にインターネット環境にアクセスできない方がいらっしゃれば、このままでは申請が難しいということになります。申請はスマートフォンからも可能であり、多くの事業者は申請環境へのアクセスに支障が無いものと思われそうですが、中には、普段からインターネットをお使いでない、あるいは通信環境が劣悪で物理的に申請できない、といった悩みを抱えている事業者も存在しております。

このため、中小企業庁では、5月1日に立ち上がった申請事務局を通じて、全国で500カ所程度のサポート拠点を設置するべく準備をしておりますが、今般の感染症防止のために必要な人員や機材の確保など準備には相応の時間を要する状況にあり、申請者からは、できるだけ早期にサポート体制を構築して欲しいとの強い要請がなされているところです。

このため、普段から中小企業・小規模事業者への支援を行ってきている皆様におかれては、業務に支障の無い範囲で、持続化給付金の申請のサポートをお願いできれば幸いです。具体的には、電子申請の入力支援や必要書類の確認などについて、経営支援の一環として、顧客又は会員に提供いただければ幸いです。

なお、本申請はあくまで本人申請が前提であり、他者の名義での申請は認められておりません。しかしながら、オンラインでの入力を支援すること自体はこれに当たりません。皆様におかれては、電子申請が困難な者へのサポートなどを通じて支援をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ：中小企業庁長官官房総務課
給付金担当

TEL：03-3580-2768